

高松市北消防署庁舎空調設備賃貸借契約書

高松市北消防署庁舎空調設備の賃貸借について、高松市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が仕様書に定める空調設備を発注者の使用に供することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 契約対象物件（以下「設備等」という。）及び設置場所は、仕様書に記載のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和3年6月1日から令和8年5月31日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借期間における設備等の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、次のとおりとする。ただし、第16条の規定によりこの契約の一部又は全部を解除した場合においては、暦日数に基づいた日割計算によって算定する。

契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税込み）

（内訳）

年度	賃貸借料（消費税及び地方消費税込み）	
令和3年度	金 （月額	円 ×10か月）
令和4年度	金 （月額	円 ×12か月）
令和5年度	金 （月額	円 ×12か月）
令和6年度	金 （月額	円 ×12か月）
令和7年度	金 （月額	円 ×12か月）
令和8年度	金 （月額	円 ×2か月）
計	金	円

（支払方法）

第5条 受注者は、前条に定める賃貸借料を翌月に請求するものとする。ただし、毎年

3月分の賃貸借料は、当月末に請求するものとする。

2 発注者は、月額賃貸借料を、前項の規定による受注者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(設備等の設置)

第6条 受注者は、発注者が指定する場所に設備等を設置するものとする。

2 受注者は、賃貸借期間開始までに、発注者が設備等を使用できる状態に現地調整を完了した上で、設備等を発注者に引き渡すものとする。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第7条 発注者及び受注者は、この契約によって生じる権利・義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(設備等の管理)

第8条 発注者は、善良な管理者の注意をもって設備等を管理するものとする。

(保険)

第9条 受注者は、自己の負担で設備等に動産総合保険を付するものとする。

(損害賠償)

第10条 発注者及び受注者は、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(免責)

第11条 前条に定める発注者の負担する経費は、受注者が受け取った保険金の範囲内において免れるものとする。

(秘密保持)

第12条 受注者は、契約の履行に関して知り得た発注者の秘密を、他に漏らしてはならない。

2 発注者は、関連資料を秘密扱いとし、受注者の書面による同意を得ることなく他に開示してはならない。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、また同様とする。

(個人情報の保護)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(設備等の譲渡)

第14条 受注者は、賃貸借期間の満了又は契約解除のとき、賃貸借設備等一式を無償譲渡すること。

(契約保証金)

第15条 受注者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(契約の解除及び違約金)

第16条 発注者は、受注者が次の各号に該当する場合は、契約を解除することができる。この場合、受注者は違約金の請求を行うことができない。

(1) 受注者が正当な理由なくこの契約に違反したとき。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時物品の賃貸借契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目の如何を問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、発注者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(履行遅滞の場合における遅延損害金)

第17条 受注者の責めに帰すべき理由により賃貸借期間の始期に設備等を借り受けることができない場合でその後に借り受ける見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴収して借り受けることができる。

2 前項の遅延損害金の額は、未納部分の契約金額に対して延長日数に応じ年2.6パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(違約金等の徴収)

第18条 発注者又は受注者が、この契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を相手方に請求した場合において、相手方が指定した期間内に違約金等を支払わなかったときは、その支払わなかった額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場

合は、当該改正された後の割合を用いることとする。

(契約内容の変更等)

第19条 発注者は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は契約を一時中止することができる。この場合、契約金額又は賃貸借期間を変更する必要があるときは発注者及び受注者が協議して、書面によりこれを定める。

2 前項の場合、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(発注者の契約解除権等)

第20条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 納期限内(履行期間内)に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 前3号のいずれかに該当する場合のほか、受注者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(5) 受注者が、第22条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項各号に該当しない場合であっても、やむを得ない理由があると認めるときは、契約を解除することができる。

3 第1項の規定により契約を解除されたときは、受注者は、契約金額(1年当たりの額に換算した額)の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 第2項の規定により契約を解除した場合は、発注者は、契約金額の残金を支払うものとする。

(談合その他不正行為による契約解除)

第21条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者」という。）に対して行われたときは、受注者に対する命令で確定したものをいい、受注者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）に、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受注者に、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（受注者の契約解除権等）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第19条第1項の規定による契約の変更等により契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

2 前項第2号の規定により契約を解除したときは、第20条第5項の規定を準用する。

（談合その他不正行為による賠償金）

第23条 受注者は、第21条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するに至ったときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（不当要求行為を受けた場合の措置）

第24条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
- (5) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(管轄裁判所)

第25条 この契約についての訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第26条 この契約に定めのないもの又は契約条項に疑義を生じたときは、発注者及び受注者で協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

(発注者) 高松市
高松市長 大西 秀人

(受注者)

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、高松市(以下「発注者」という。)の定める高松市個人情報保護条例(平成10年高松市条例第7号)及び本個人情報取扱特記事項(以下「本特記事項」という。)に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による事務において利用する個人情報(以下「個人情報」という。)を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を遵守するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、この契約による事務の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

- 2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(個人情報の受領)

第7条 受注者は、発注者から個人情報を受領する場合は、発注者が指定した方法、日時及び場所で行うものとし、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書に規定する承認を得ようとする場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する方策並びに個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により発注者に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、受注者は発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、それを遵守するとともに、発注者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受注者は、個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情

報を保管すること。

- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

（収集の制限）

- 第11条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

- 第12条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による事務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

- 第13条 受注者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去し又は廃棄しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録され

た電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地調査)

第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

- 2 発注者は、監査等を行うに当たっては、受注者に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該個人情報の漏えい等の事故の発生状況その他必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。